

W02402697 号-1

平成 22 年 9 月 10 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）  
代表取締役 野井伸一  


## 平成 22 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 1) 「室」部門の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 22 年度 第 1 回定期監査	
監査対象部門	(その 1) 品質保証室、広報・地域交流室、人事部	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (六ヶ所村)	
監査実施日	平成 22 年 7 月 12 日、13 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	

### 2. 平成 22 年度 第 1 回 定期監査の視点

#### 2.1 背景とこれまでの状況

今回の監査視点を述べる前に、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

ロイド・レジスター・ジャパン(以下、LRJ と記す)は、日本原燃(株)殿(以後、JNFL と記す)に対して、平成 16 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で、計 12 回の定期監査を実施してきた。

この一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで 32 項目)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、必ずしも改善策にこだわらず、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の効果を反映して適切に実施されていることの確認にも注力した。最近の監査においては、「品質保証体制の改善策」の実施成果は風化することなく定着していると評価してきたところである。あわせて、「今後の操業段階では運転・保守に重点を置いた品質保証体制への移行に留意すべき」ことを提言していた。

一方、平成 21 年 1 月に、再処理工場で「高レベル廃液の漏洩」が発生し、同年 4 月に原子力安全・保安院から指示書(保安規定違反)を受けたことから、JNFL では、背景分析を実施した結果として、全社を対象とした「安全基盤強化に向けたアクションプラン」を策定して取り組みを開始した。アクションプランの基本項目は次の通りである。

- (1) コミットメントとコミュニケーションの充実(サブテーマ: 3 件)
- (2) リスクを低減する活動の基盤強化(サブテーマ: 2 件)
- (3) 必要な資源の確保(サブテーマ: 2 件)
- (4) 組織の連携強化(サブテーマ: 2 件)
- (5) 教育訓練の充実(サブテーマ: 5 件)

このアクションプランの展開中に、新たなトラブル・不適合事象(Ⓐ固化セル内漏えい復旧作業時における機器の動作不良の頻発、Ⓑ高レベル廃液の再漏えい、及びⒸ保安規定違反 3 件の指摘)が発生したことを見て要因分析を行った結果、次の 3 項目のアクションが上記(1)~(5)の中に追加・修正の形で組み入れられた経緯がある。

- ①日常業務の中に潜在するリスクの洗い出し(追加)
- ②業務フローの充実に向けた活動を優先順位をつけて実施(修正)
- ③作業計画立案時に保全計画を盛り込む(追加)

前回の監査(平成 22 年 1 月 / 2 月)では、当該アクションプランに対して関連部署が実践・実行中の中間状況を観察した。

## 2.2 平成 22 年度 第 1 回 定期監査の対応方針

上記の経緯を考慮し、定期監査は、下記の事項に焦点を当てた。

### 平成 22 年度 第 1 回 定期監査の注力事項

対象事業部	監査実施項目
・「室」部門	<ul style="list-style-type: none"><li>①「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の対応状況<ul style="list-style-type: none"><li>・前回監査時点からの進展状況、あるいは維持状況</li><li>・業務フローの見直し活動の充実度</li><li>・各項目に係る PDCA 展開状況</li><li>・総括事務局の諸活動</li></ul></li><li>②「品質保証体制の改善策」の実施成果の維持・展開状況</li><li>③この半年で発生した新たな不適合事象の対応状況</li><li>④内部品質監査の展開状況 [室部門]</li></ul>

## 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査で構成した。

### 3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。「ある業務」とは、アクションプランの各項目、あるいは、各部署が実施する各種の単位業務である。

文書監査における主たる視点は次の通りである。

- ①アクションプランや業務の理念・目標を実現するための具体的方策が文書類に適切に織り込まれているか。
- ②実行に関与する者（あるいは部門）の責任と権限は明確か。
- ③活動のために会議体を設けた場合、その使命と責任・権限は明確か。
- ④アクションプランの場合、実行完了に至るステップが、現実的なマイルストーンで表示され計画されているか。
- ⑤アクションプランの場合、全体又はステップごとの実行が完了したと判断するための「判定可能な達成尺度」が示されているか。
- ⑥新規制定又は改正された規定文書において、他の規定との整合が取れているか。
- ⑦策定された文書は所定の審査・承認プロセスを経て決裁されているか。

### 3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。

実地監査では実態の把握が重要であり、被監査部門によって準備された状況を見るのでは意義が薄い。従って、実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要しても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

実地監査における主たる視点は次の通りである。

- ①アクションプラン等の実行は、文書で定めた要求事項を満たしているか。
- ②実施された成果（又は中間成果）は、所定の手順を踏んで、関係者に報告されたか。
- ③当該報告に対して経営層等から指摘・要望を受けた場合、適切なフォローが行われたか（行われつつあるか）。
- ④実行の目標期限（あるいは目標周期）に対して遅れが生じている場合、現実的な修正計画が策定され、関係者の理解が得られているか。
- ⑤実行行為が反復・継続される性格を有する場合は、PDCA 展開を確実に行う体制が整備されているか。

## 4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRJの知見を活用することとした。

- ◆JNFL各部門の品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆安全基盤強化に向けたアクションプラン（対象：全事業部及び「室」部門）
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

## 5. 監査結果の評定

監査は部署の単位で実施した。監査対象テーマは、あらかじめ計画された監査時間を考慮して、監査部署ごとに異なっている。監査結果は監査項目ごとに取りまとめ、監査チームとしての基本所見を表示した。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考として提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査員

監査は2名1組のチームで対応し、従前と同様に、内1名が司会進行役を務めた。

## 7. 監査結果

「室」部門に対する今回の実地監査は、アクションプランの水平展開状況に係る監査、及び従来の「定期監査」の延長としての監査からなっている。

「室」部門では、今回のアクションプランの取りまとめ部署として品質保証室が担当している。添付1に監査結果を示す。また、監査日程と出席者を添付2に示した。

このたびの監査での総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### (1) 「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」とも観察されていない。

「室」部門においては、当該部門が関連する「アクションプラン」は、着実に実践・実行されている。また、従来の「品質保証体制の改善策」項目についても、風化することなく、定着した活動となっていることを確認した。

監査に際しては、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めるように心がけた。現段階での評価は、アクションプラン、及び「定期監査」に関連する項目に対しても「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」に該当する事項は観察されなかった。

### (2) 「室」部門に係るアクションプラン項目は確実に実践・実行されている。

「室」部門のアクションプランの取りまとめ事務局は、品質保証室が担当している。2009年度のアクションプランの活動は、確実な管理のもと、実践・実行されている。品質保証室においては、2009年度のアクションプラン活動状況を総括し、2010年度アクションプランとして、2項目が提案されたが、社長からのコメントを受け、4項目について実施することに修正されている。以下に「アクションプラン」活動に係る詳細について述べる。

#### a. コミットメントとコミュニケーションの充実

平成 21 年度 第 4 回の品質保証室に対するマネジメントレビューにおいて、社長より全社に対して指導的役割を担う品質保証室として提案した平成 22 年度アクションプランが妥当であるかとのコメントが述べられた。これは、全社の QMS を俯瞰することができる品質保証室がアクションプランに対する活動により積極的に関与すべきであるとの社長見解であろうと理解する。

社長コメントを受け、平成 22 年度においては、4 項目(①コミットメントとコミュニケーションの充実、および結果の確認、②リスクを低減する活動の基盤強化、③組織の連携強化、④教育・訓練の充実)を取り上げ、活動することとなった。状況を正確に把握された的確な社長判断であったと理解する。

また、マネジメントレビュー時において、社長が報告内容を的確に判断なさる一助とするため、各々の活動に対する「実効性評価欄」が追加されている。今後、より効果的なマネジメントレビューが実施されることが期待される。

#### b. リスクを低減する活動の基盤強化

2010 年度の内部監査計画が策定されており、本年度については 8 月以降に最新の「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」の実施状況及び「安全文化アンケート結果」に基づく各部門の改善策の実施状況を監査対象とした、きめ細かい計画が立案されている。充実した内部監査成果を期待したい。

#### c. 必要な資源の確保

品質保証室に係る必要な資源として、内部監査員の要員確保が上げられている。十分な力量を有する内部監査員の養成にはかなりの時間を要する。今回、監査力量の向上に資するため、品質保証室メンバーが今回の監査実施時にオブザーバー参加している状況を確認した。

#### d. 組織の連携強化

協力会社とのコミュニケーションについては、対象となる 64 社の全てを訪問し、意見・要望を聴取し、協力会社に回答する活動が継続的に実施されている。地道であるが、有意義な活動として評価する。

#### e. 教育・訓練の充実

品質保証室は、他企業における中間管理職の研修に関する事務局担当であり、実施に先立つきめ細かい準備作業など、有意義な研修とするための適切な活動が展開されている。

### (3) 「品質保証に係る活動」の PDCA 展開が維持・継続されている。

複数の「室」部門に対しては、品質保証に係る活動が継続的に実施されている状況を確認した。

日常業務に係る規定文書類の制定・改正状況、業務実施活動、教育・訓練等を監査対象としたが、いずれも該当規定に従って適切に実施されていることを確認した。

なお、品質保証室は、小集団活動の事務局機能を果たしている。小集団活動は、業務に対する繁忙感等により、開始から時間が経過するにつれ不活発になる傾向があるが、

種々の教育・研修や外部活動への参画などを通じて、活性化の維持に努力している状況を観察した。そのような努力の結果として、全社発表会においては、事務部門も優秀な成績を獲得するなど、全社的活動として定着しつつある。

今後とも、事務局として、当該活動をより有意義な活動として維持・継続されることを期待する。

以上

**添付 1**

**平成 22 年度 第 1 回定期監査結果  
(「室」部門に対する実地監査)**

# 平成 22 年度第 1 回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 1)

被監査部門	品質保証室 品質保証G	
監査実施日	平成22年7月12日	N
<b>(実地監査) 1. マネジメントレビュー</b>		(参考文書・記録等)
H21年度第4回の品質保証室に対するマネジメントレビュー議事録(右記①)を閲覧した。当該マネジメントレビューに先立ち、品質保証室長レビューが行われ、H22年度に継続するアクションプラン2項目が設定された。		①2009年度 第4回マネジメントレビューの結果の記録(再処理事業部)(2010.3.29)
当該アクションプランを含む審議事項がマネジメントレビューに上程された。その結果、社長より全社を牽引すべき品質保証室として、上程された2項目のアクションプランの継続で十分かとのコメントを受け、再検討が行われた結果、全4項目(追加2項目)のアクションプラン(右記②)に修正され、社長への報告・了承が行われた。このレビュー過程において、品質保証室が全社の指導的役割を担うべきであるとのマネジメントレビュー時の社長発言は極めて当を得たものであると評価する。		②2010年度 安全基盤強化に向けた全社アクションプランの具体的展開(品質保証室)
<b>2. 品質方針・品質目標</b>		③2010年度「品質方針」の策定について(案) 品質方針及び品質方針ガイドライン
2010年度「品質方針」(案)(右記③)が策定された。2010年度版については、「品質方針」として重要なキーワードのみを記載し、別途、品質方針及び品質方針ガイドラインを策定していることを確認した。		④2009年度 品質目標の達成状況管理表(品質保証室)
品質目標の達成状況に関連し、H21年度第2回マネジメントレビュー時に、社長より各活動の実施状況は分るが、有効な活動であるか否かが明確でないとのコメントが提起されたのを受け、H21年度 第3回マネジメントレビューにおいて、品質保証室の活動に対する実効性評価例(右記④)が提示された。H21年度 第4回マネジメントレビュー資料では、各事業部とも同様の書式を採用し、実効性の評価が行われていることを確認した(一例として、右記⑤参照)。効果的な手段として定着することを期待したい。		⑤2009年度 業務目標・品質目標・労働安全衛生計画の達成状況管理表(再処理事業部)
<b>3. PI活動(安全文化の醸成への取組み)</b>		⑥2010年度 協力会社個別訪問スケジュール (2010.7.6)
安全文化醸成活動の達成評価指標(PI)をH22年度の業務・品質目標へ取り入れられている。当該活動状況については、H22年度 第2回及び第4回のマネジメントレビューにおいて、定点観測が行われる予定である。		⑦2009年度/2010年度 協力会社意見・要望等情報管理表(改正日 10-07-06Rev. 0.0)
<b>4. 協力会社とのコミュニケーション</b>		⑧「小集団活動 全社発表会」開催記録 (H22.6.21)
協力会社との良好なコミュニケーションの維持・継続のため、H22年度は地元企業を含め、63社への個別訪問活動が計画されている(右記⑥)。その過程で入手された意見・要望は品質保証室で取りまとめられ、定期的に回答が行われる予定である。(右記⑦)。要望中には、JNFLの対応改善を強く要求する事例もあり、より良いコミュニケーションの確立に向けて有効活用することが期待される。		⑨日本原燃株式会社における小集団活動の状況報告(2010年6月29日)
<b>5. 小集団活動</b>		⑩小集団活動 教育講座実施報告書(2010.6.21)
品質保証Gは小集団活動の事務局として、活動全体を統括している。4月1日に開催された全社発表会では開催記録(右記⑧)より、事務部門も優秀な成績を獲得するなど、全社的活動として定着しつつあることを確認した。また、小集団活動の実施状況は、青森県原子力センターに定期的に報告されている(右記⑨)。		⑪日科技連主催QCサークル全国大会聴講参加実施報告書(2010.6.21)
事務局として、小集団活動を活性化させるため、教育・研修が継続的に計画・実施されていることを確認した(右記⑩、⑪)。		

<p><b>6. 他企業における中間管理職の研修実施</b></p> <p>3年間の全社展開活動である全社アクションプランの一項目の「教育・訓練の充実」のうち、中間管理職に対するH22年度の他企業研修計画が策定され、第164回経営委員会(2010.3.3)において、その内容が報告されている(右記⑩)。本研修の主目的は、受講者の意識変革、及び業務へのモチベーションの持続である。H22年度は受講対象企業の拡大が計画されている。有効な活動として定着することを期待する。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <p>⑩中間管理職の他企業研修実施状況と2010年度の実施計画について (第164回経営委員会資料)</p>
<p><b>(第三者監査所見)</b></p> <p>効果的なマネジメントレビューの実施、協力会社との良好なコミュニケーションの確立、小集団活動及び中間管理職の他企業研修立案など、JNFL全体の品質マネジメントシステムの継続的改善に主体的に取組んでいる。その活動を評価したい。</p>	

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果（「室」部門 No. 2）

被監査部門	品質保証室 品質監査G	
監査実施日	平成22年7月12日	T
<b>1. 平成22年度の内部監査計画</b>		(参照文書・記録等)
<p>2010年度の内部監査アクションプラン（スケジュール）が策定されて、品質保証室としての承認が得られている（右記①）。各事業部はもとより、東京事務所を含む全8箇所を対象にした内部監査が、8月以降に順次実施される内容であり、担当する監査員の充当計画も含まれている。</p> <p>なお、品質保証室が被監査側となる計画も含まれており、利害のない他の部門から担当監査員が選任されている。</p> <p>具体的な監査計画は右記②にて策定されている。内部監査の基本方針は「JNFLの品質マネジメントシステム（QMS）が、業務計画ならびに規定類の要求事項を満たすべく効果的に実施・維持されていることの確認・評価」であるが、「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」の最新バージョンに基づく実施状況、ならびに、「安全文化アンケート結果」に基づく各部門の改善策の実施状況についても内部監査対象にして、きめ細かい計画が策定されている。</p> <p>また、トップインタビューや当直とのインタビューが組み込まれると共に、各事業部に対して「現場巡視監査」を実施する計画になっている。</p> <p>具体的な被監査部門は右記③で計画されている。各被監査部門ごとの詳細監査計画は「監査実施計画書」として準備され、内部監査チームに徹底されることになっている。このたびの第三者監査の時点では、タイミング的に未策定の状況であった。昨年度の実施計画書を参考閲覧（右記④）したが、本年度も同様な方式で、しかし、上述した本年度の狙い目を明確にした実施計画書が起案されるものと予想する。次回の第三者監査において、充実した内部監査成果が観察できることを期待したい。</p>		
<b>2. 品質監査Gとして実施した「業務フロー見直し」の活動</b>		
前回の第三者監査時に、次のような提言事項を提起した。		
<p>『品質保証室が被監査部署となる場合、監査チームは品質保証室に関係ない部署の監査員で構成されるが、現行の規定によると、「監査実施計画書」の作成・承認を全て品質保証室が実施し、担当監査リーダーが当該計画書の作成に関与していないとの誤解を生じる危惧がある。何らかの方法で監査リーダーが当該計画書作成に関与したことを見示すような書式変更が望まれる。』</p> <p>品質監査Gでは、アクションプランにおける「業務フローの見直し」に上記案件を取り上げ、具体的には、右記⑤の一部である監査運営管理フローの改正を行っている。その中で「監査実施計画書は監査リーダーが確認する」というプロセスが追加された。</p>		
<b>(第三者監査所見)</b>		
内部監査実施の担当部門として、明確かつ妥当な監査方針を策定したうえで、監査準備が展開されている。		
		①2010年度上期／下期 内部監査アクションプラン
		②2010年度監査計画 品証B1-10-003-R00
		③平成22年度 内部監査対象部署リスト
		④監査実施計画書 参考（2009年度版）
		⑤内部監査要則 要則品証室第3号-8

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 (「室」部門 No. 3)

被監査部門	品質保証室 品質計画G	T
監査実施日	平成22年7月12日	
<b>1. 平成22年度業務目標</b>		(参照文書・記録等)
右記①を閲覧した。「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」に係る品質保証室としての業務目標に添った形で、 (1) 業務フローの見直し／充実活動の事務局／リーダー活動、ならびに、 (2) 根本原因分析(RCA)の効果的／効率的実施方法の検討活動 が計画され活動が開始されている。社長が要望されている「全社の牽引機能」を発揮すべく、具体的な実施手順と現実的なマイルストーンを策定して目標を達成することを期待したい。 業務フローの改善に関しては、良好事例の収集が開始された。監査チームでは部署ごとに色々な対応状況を観察して来たところであるが、品質計画Gでは「何をもって良好とするか」という尺度を明確にして評価し、「実用的に優れた業務フロー像」を模索していくものと期待したい。		①2010年度 業務／品質目標展開 (品質保証室) ドラフト
<b>2. 品質計画Gとしての「業務フロー見直し」の活動</b>		②活動記録 チーム「TEAM品質計画」
全社アクションプランに基づく本テーマに対して、小集団活動として「根本原因分析に係る研修実施フロー」の新規作成が行われている(右記②)。		
<b>3. 品質計画Gとしての最近のQMS活動</b>		③事業部・室の水平展開 検討会記録 2010年度第2回
品質計画Gが担当している(担当した) QMS活動を確認した。		④再処理事業部の不適合事象根本原因分析の分析報告書(2010年4月)
◆事業部・室の水平展開検討会の事務局を担っている。当該検討会は、各事業部で有効に活用されている(右記③)。		⑤不適合の定義 全社統一方針
◆再処理事業部で発生した「委託共通仕様書の旧様式使用」の事象について、WGを編成した根本原因分析の実施が決定され、品質計画Gが中核的に対応して報告書がまとめられた(右記④)。		
◆不適合管理(不適合の定義、及び運用方針)の部署間統一化が推進され、その事務局機能を果たした。当該活動の結果としての要領類の改正は、それぞれの部署にて去る4月までに完了している(右記⑤)。		
<b>(第三者監査所見)</b> QMSに関する全社規模の事務局活動／主導活動を担っている。精力的な推進状況を確認した。		

## 平成 22 年度第 1 回定期監査 部門別 監査結果 （「室」部門 No. 4）

被監査部門	広報・地域交流室 関連部署
監査実施日	平成22年7月14日 N
(実地監査)	(参照文書・記録等)
<p><b>1. 前回までのフォロー状況（広聴政策会議規程の改正）</b></p> <p>「広聴政策会議規程の改正」は、H20 年度第1回定期監査時に提言事項として提起したものであり、これまでに実情にあった改正（広聴政策会議及びそれに該当する会議体を同等とする。）を計画するとの回答を得ていたが、今回、当該改正（H21. 9. 24）が行われていることを確認した（右記①）。</p> <p><b>2. 社長診断</b></p> <p>広報・地域交流室に対する平成 21 年度社長診断は、H21. 12. 4 及び H22. 3. 26 に実施されている。H22. 3. 26 に実施された議事メモ（右記②）より、各種の広報活動報告に対し、社長より種々の要望・指示事項が提起されており、これらの諸課題について順次対応し、報告を行っている旨の説明を聴取した。</p> <p><b>3. 広報及び地域コミュニケーション活動</b></p> <p>広報・地域交流室 広報グループは、社内の電子掲示板及びホームページの管理を担当している。社長指示を受け、トラブル情報は全て公開する方針のもと、活動を継続していることを確認した。</p> <p>前回の監査以降に広聴政策会議は開催されていない。前述のごとく、社長診断などが本会議を補完する位置付けにある。</p> <p>地域住民への活動としては、六ヶ所村全戸（約4,000戸）への訪問が継続実施されている。その際、聴取された意見は、広報・地域交流室で取りまとめ、メール及びインターネットへの掲載が行われ、全社員への周知・徹底が図られている。</p>	<p>①広聴政策会議規程の改正について（平21広広裏第97号）</p> <p>②2009年度 第2回社長診断メモ（2010. 03. 26）</p>

### （第三者監査所見）

上記の監査範囲において、社長診断の指示事項及び地域コミュニケーション活動を通じて入手した意見等の着実なフォローアップなど、品質システムは良好に機能していると判断する。

## 平成22年度第1回定期監査 部門別 監査結果 「室」部門 No. 5)

被監査部門	人事部 能力開発G	
監査実施日	平成22年7月13日	T
「教育履歴管理システムの運用状況」に係る「前回監査フォロー」		(参照文書・記録等)
<p>前回監査時点において、「教育履歴監視システム」の改修が完了したことを確認した。その関連で、「本システムを有効なツールとして定着させるための一環として、改修後の利用状況や使い勝手について使用部署の意見・要望を把握してはいかがか」という提言を行った。</p> <p>本件については、次のような状況と見解を聞かせていただいた。監査チームとしても理解できる。</p> <p>『本システムの利用頻度は高いものではないこともあって、現時点では、利用者側からの特段の要望は寄せられていない。従って、システムをさらに改造するニーズを感じていない。今後、長期のスパンで様子を見ることとする。』</p>		
(第三者監査所見) 提言事項に対する回答は、監査チームとして理解できる。		

## **添付 2**

**平成 22 年度 第 1 回定期監査**

**日程及び出席者**

**(「室」部門)**

**平成 22 年度第 1 回第三者定期監査日程及び出席者  
(「室」部門)**

実施日	実施時刻	被監査部門	実施内容	出席者	実施場所
7月12日 (月)	9:30~10:00	全被監査部門	オープニング ミーティング	出席者  事務局	再処理事務本館 701 会議室
	10:10~11:30	品質保証室 品質保証 G	監査	対応者  [Redacted]	
	13:30~14:30	品質保証室 品質監査 G	監査	対応者  [Redacted]	
	14:40~15:40	品質保証室 品質計画 G	監査	対応者  [Redacted]	
	15:50~16:50	広報・地域交流室 広報部 総括 G	監査	対応者  [Redacted]	
7月13日 (火)	9:30~10:00	業務管理室 人事部 能力開発 G	監査	対応者  [Redacted]	再処理事務本館 702 会議室
	13:30~14:00	全被監査部門	クロージング ミーティング	出席者  事務局  [Redacted]	